

家畜衛生広報



ながの

長野家畜保健衛生所
北信家畜畜産物衛生指導協会
〒380-0944 長野市安茂里米村1993
Tel 026-226-0923 Facs.026-227-2665
E-mail: nagakachiku@pref.nagano.lg.jp

定期報告の時期になりました!!



家畜伝染病予防法に基づき、家畜の飼養者は、毎年、家畜の頭羽数及び衛生管理の状況について、都道府県知事に報告することが義務付けられています(法第12条の4)。

平成28年分の報告については、長野家畜保健衛生所から過日報告用紙を郵送してあり、報告期日は2月29日となっております。返送していただくかファクシミリで、早急に報告をお願いします。

(行き違いでご報告いただいている場合は、ご容赦ください。)

1 報告事項

報告項目		一般	小規模
1	家畜の所有者(管理者)の氏名(名称)住所	○	○
2	農場の名称、住所	○	○
3	家畜の種類、頭羽数	○	○
4	畜舎等の数	○	—
5	飼養衛生管理基準の厳守状況	○	—
6	農場の平面図	○	—
7	衛生管理区域への立入制限等の設置内容	○	—
8	衛生管理区域に設置した消毒設備の種類	○	—
9	畜舎ごとの家畜の飼養密度	○	—
10	埋設用地確保の状況	○	—

※家畜と小規模・一般の区分

家畜の種類	一般	小規模
牛・水牛・馬	1頭以上	1頭
鹿・めん羊・山羊・豚(ミニブタ含む)・いのしし	6頭以上	6頭未満
鶏・うずら・あひる(あいがも含む)・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥	100羽以上	100羽未満
だちょう	10羽以上	10羽未満

問い合わせ・連絡先 長野家畜保健衛生所 防疫課(担当:小林良人、小林千恵)
電話:026-226-0923 ファクシミリ:026-227-2665
E-mail:nagakachiku@pref.nagano.jp

消毒は伝染病予防の第一歩
まずは踏み込み消毒槽を畜舎に置きましょう



◆◇「オール信州」宣言 ◇◇
私たちは「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」の実現に取り組んでいます。